旅行条件書（国内募集型企画旅行）

1. 本旅行条件書の意義
本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の４に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の５に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約
⑴この旅行は、以下の各社のうちパンフレット・ホームページ等に記載する旅行会社（以下「当社」といいます）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
○(株)JTB(東京都品川区東品川 2-3-11（東京都港区東新橋 1-5-2 観光庁長官登録旅行業第 64 号)
○(株)JTB ガイアレック(東京都港区東新橋 1-5-2 観光庁長官登録旅行業第 712 号)
○沖縄 JTB(株)（沖縄県那覇市旭町 112-1 観光庁長官登録旅行業第 1492 号)
○(株)JTB ビジネストラベルソリューションズ(東京都江東区豊洲 5-6-52 観光庁長官登録旅行業第 1571 号)
○(株)JTB グローバルマーケティング&トラベル(東京都品川区東品川 2-3-14 観光庁長官登録旅行業第 1723 号)
○(株)JTB ビジネスイノベーターズ(東京都港区港南 1-6-31 観光庁長官登録旅行業第 1776 号)
○(株)JTB コミュニケーションデザイン(東京都港区芝 3-23-1 東京都知事登録旅行業第２種 7116 号)
⑵当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。
⑶旅行契約の内容・条件は、パンフレット・ホームページ等、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面及び、本旅行条件書に定めのない事項は、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）によります。当社約款が必要な方は、当社にご請求ください。又は当社ホームページからご覧いただけます。

3. 旅行の申込みと契約の成立時期
⑴当社又は「受託販売欄」に記載された当社の受託営業所(以下「当社ら」といいます)にて必要事項を申出のうえ、ホームページ・パンフレット等に記載若しくは商品ごと別途定める申込金（商品によっては旅行代金全額）を添えて申し込みください。当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記入いただく場合もあります。申込金は旅行代金、取消料又は違約料のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものとします。
⑵①当社らは電話、郵便及びファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社らの予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して 3 日以内に取引条件を確認のうえ、申込金をお支払いください。この期間内に申込金又は旅行代金の支払がなかった場合、当社らは申込みがなかったものとして取り扱います。
②お客様が当社ホームページで予約し、店舗で支払う方法を選択した場合、当社の予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して 2 日以内に取引条件を確認のうえ、申込金をお支払いください。この場合、前項の定めにより契約が成立します。
③お客様が当社ホームページで予約・決済を行う方法を選択した場合、第 26 項の通信契約による旅行条件を適用し、第 26 項(3)の定めにより契約が成立します。
⑶旅行契約は、電話による申込みの場合、本項⑵①により申込金を当社らが受領したときに、郵便・ファクシミリ、及びインターネットその他の通信手段による申込みの場合は、申込金の支払い後、当社らの旅行契約を締結する旨の通知がお客様に到達したときに成立します。また、後者の場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、第 26 項⑶の定めにより契約が成立します。
⑷当社らは、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます）の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。
⑸契約責任者は、当社らが定める日までに構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。契約責任者は、第 31 項による第三者提供が行なわれることについて、構成者本人の同意を得るものとします。
⑹当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
⑺当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
⑻当社らは、契約責任者から構成者変更の申出があった場合、可能な限りこれに応じますが、変更によって生じる旅行代金の増加及び変更に要する費用は、お客様の負担となります。

4. ウェイティングの取り扱いについての特約
当社は、申込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、当社が承諾し、お客様が希望する場合は、以下によりお客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取り扱い（以下「ウェイティングの取り扱い」といいます）を行うことがあります。
⑴お客様がウェイティングの取り扱いを希望する場合は、当社らは、お客様が当社からの回答を待つことができる期間（以下「ウェイティング期間」といいます）を確認のうえ、申込みに必要な事項をお伺いし、申込金相当額をお預かりします。この時点では旅行契約は成立しておらず、また、当社らは将来に旅行契約が成立することを約束するものではありません。
⑵当社らは、本項⑴の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。
⑶旅行契約は、当社らが本項⑵により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。
⑷当社らは、ウェイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
⑸当社らは、ウェイティング期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイティングの取り扱いを解除する旨の申出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイティングの取り扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあったときでも当社は取消料を収受しません。

5. 申込み条件
⑴申込み時点で 18 歳未満の方が親権者と同行しない場合は親権者の同意書の提出が必要です。また、旅行開始時点で 15 歳未満又は中学生以下の方の参加には保護者の全行程同行を条件とします（一部語学研修ツアー等を除く）。
⑵参加にあたり一定の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年令、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、申込みをお断りする場合があります。
⑶お客様が下記の①～③のいずれかに該当した場合は、申込みをお断りすることがあります。
①お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合
②当社らに対する暴力的又は不当な要求行為や、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為、又はこれらに準ずる行為が認められた場合
③風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を棄損したり業務を妨害する等の行為、又はこれらに準ずる行為が認められた場合
⑷健康を害している方、車椅子等の器具を利用している方や心身に障害のある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、その旨を旅行契約の申込み時に申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置について伺い、又は書面にてそれらを申し出ていただくことがあります。また、旅行契約成立後にこれらの状況になった場合も直ちに申し出ください。
⑸当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様から申出をいただいた措置を手配することができない場合は旅行契約の申込みをお断りし、又は旅行契約を解除することがあります。なお、お客様からの申出に基づき、当社が講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担となります。
⑹当社は、本項⑴⑵⑷⑸の場合で当社よりお客様に連絡が必要なときは、⑴⑵は申込みの日から、⑷⑸は申出の日から、原則として 1 週間以内に連絡します。
⑺お客様の都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件で引き受ける場合があります。
⑻お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、申込みをお断りする場合があります。
⑼その他当社の業務上の都合があるときには、申込みをお断りする場合があります。

6. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し
⑴当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます）をお渡しします。契約書面はパンフレット・ホームページ、本旅行条件書等により構成されます。
⑵本項⑴の契約書面を補完する書面として、当社らはお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を、遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。なお、郵送、電子メール等でのお渡しの他、インターネットを利用したアプリ等で案内することがあります。

7. 旅行代金の支払い
⑴旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日目にあたる日以降に申込みの場合は、旅行開始日前の当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。
⑵本項⑴の定めにかかわらず、航空会社が設定する個人包括旅行運賃（申込時期、利用便の空席状況によって運賃が変動）適用の航空券を使用するコースは申込みと同時に旅行代金全額をお支払いいただきます。
⑶当社とお客様が第 26 項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名無くして旅行代金(申込金、追加代金として表示したものを含む)や所定の取消料・違約料、第 11 項に規定されている追加料金及び第 14 項記載の交替手数料をお支払いいただくことがあります。またこの場合のカード利用日は、お客様から申出がない限り、お客様の承諾日といたします。なお、一部通信契約においては、当社の契約承諾をする旨の通知がお客様に到達した日から 3 日以内にお支払いいただきます。

8. 旅行代金について
⑴旅行代金とは、パンフレット・ホームページ等に記載の旅行代金（又は基本代金）に追加代金を加え、割引代金を差し引いた計算後の金額をいいます。旅行代金は「申込金」、「取消料」、「違約料」、「変更補償金」を算出する際の基準となります。
⑵特に注釈のない場合、旅行開始日を基準に、おとな代金は満 12 歳以上の方に適用します。こども代金は満 6 歳以上(航空機利用コースは満 3 歳以上)12 歳未満の方に適用します。

9. 旅行代金に含まれるもの
⑴旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道、バス等運送機関の運賃・料金(注釈のない限りエコノミークラス、普通車を基準とします)
⑵旅行日程に明示した空港・駅・港等と宿泊施設間の送迎料金（お客様負担である旨を表示した場合を除く）
⑶旅行日程に明示した観光料金（バス料金・入場料・ガイドが案内する場合のガイド料）
⑷旅行日程に明示した１室あたりの利用人数による宿泊料金及び消費税・サービス料（特に表示のない場合、宿泊税・入湯税は含みません）
⑸旅行日程に明示した食事料金及び消費税・サービス料（機内食を除く）
⑹利用航空会社の規定範囲内での寄託手荷物運搬料金（各航空会社、利用座席クラス、路線によって異なるため、詳しくは航空会社にお問い合せください）
⑺添乗員同行コースの添乗員経費、及び団体行動中の心付け
⑻その他パンフレット・ホームページ等で旅行代金に含まれる旨表示したもの
上記諸費用はお客様の都合により一部利用されなくても払い戻しはしません。
⑼空港諸税込みのコースにおける空港諸税（該当コースについては、関係機関により空港諸税の増減又は廃止された場合でも旅行代金の変更はありません）
⑽燃油サーチャージを含む旨表示した場合の燃油サーチャージ（該当コースについては、航空会社の定める燃油サーチャージの増額・廃止があった場合でも旅行代金の変更はありません）

10. 旅行代金に含まれないもの
前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示します。
⑴超過手荷物料金(所定の重量・容量・個数を超過した場合)、及びすべて有料の場合の寄託手荷物料金
⑵宿泊税・入湯税等、宿泊施設利用時に宿泊施設が徴収する諸税（新設されたものを含む、ただしパンフレット・ホームページ等で旅行代金に含む旨明示した場合を除く）
⑶クリーニング代、電話代、ホテルやレストラン従業員等へのチップ、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税･サービス料
⑷希望者のみが参加するオプショナルツアー（別途料金の小旅行）の料金
⑸運送機関が課す付加運賃・料金(燃油サーチャージ、座席指定料金等)
⑹お客様の自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費、及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費
⑺特別な配慮が必要な場合に講じた措置に要する費用
⑻傷害・疾病に係る医療費等
⑼国内旅行保険料
⑽宿泊施設等が運行する送迎サービスに係る費用
⑾インターネットを通じたサービス提供による通信料

11. 追加代金と割引代金
⑴第 8 項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます（あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除く）。
①ホテル又は部屋タイプのグレードアップのための当社が「○○プラン」等と称する追加代金
②「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金
③ホテルの宿泊延長のための当社が「○○プラン」等と称する追加代金
④航空座席のクラス変更に要する追加代金
⑤その他、基本旅行代金に含まれないストレートチェックインや航空会社指定に要する追加代金等、「○○プラン（追加）代金」等と称するもの
⑵第 8 項でいう「割引代金」は、早期申込者を対象とした割引等、「○○割引（代金）」等と称するものをいいます（あらかじめ割引後の旅行代金を設定した場合を除く）。

12. 旅行契約内容の変更
⑴当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービス、その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明します。
⑵当社が旅行企画・実施する募集型企画旅行商品の航空券は、パンフレット・ホームページ等に特に記載がある場合を除き、IT 運賃（包括旅行用運賃）を適用しており、お客様の都合により復路の便に搭乗しなかった場合、航空会社の運賃条件・規定により、当社へ片道普通運賃との差額等をお支払いいただくことがあります。また、航空会社の定める運送約款に基づき当社が予約・発券済み航空便の全区間を順番に利用することが条件となっています。復路に限らずお客様の都合により一部区間の便に搭乗しなかった場合、航空会社によりその先の予約がすべて取り消され、新たに航空券を購入いただくことがあります。
⑶お客様の都合による出発・帰着日及びコースの変更はできません。また、運送機関の便名・クラスや宿泊施設の客室タイプ・利用人員等、契約内容の一部の変更であってもお受けできない場合があります。これらについては、旅行全体の取消とみなし、契約解除のうえで新たな旅行契約を締結していただくこととなります。

13. 旅行代金の額の変更
当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。
⑴利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額の範囲内で旅行代金を変更することがあります。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目にあたる日より前にお客様に通知します。
⑵当社は本項⑴の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。
⑶第 12 項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わねばならない費用を含む)の減少又は増加が生じたときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更（オーバーブッキング）の場合を除き、当社はその変更差額の範囲内で旅行代金を変更します。
⑷当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

14. お客様の交替
お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様に当社所定の書面・画面に必要事項を記入の上、当社に提出いただきます。この際、交替に要する手数料として所定の金額を申し受けます(この他に航空券発行済みのときの再発券に係る費用や利用運送機関・宿泊機関・観光施設等の再予約に伴う追加費用等を別途請求する場合があります)。また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお当社は、コースや申出時期、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替を断る場合があります。

15. 旅行開始前の契約解除・払戻し
⑴お客様による解除・払戻し
①お客様はパンフレット・ホームページ等に記載した取消料を支払うことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除の申出は、旅行契約を締結した申込窓口の営業時間内にお受けします。当該窓口の営業日・営業時間はお客様自身で必ず確認ください。
②お客様は次に掲げる場合において、本項⑴の①の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
a.当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第２５項の表左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
b.第 13 項⑴に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
c.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
d.当社らがお客様に対し、第６項の⑵に定める期日までに最終旅行日程表を交付しなかったとき。
e.当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
③当社は本項⑴の①により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻します。取消料が申込金を上回る場合は、差額分を申し受けます。また本項⑴の②により、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻します。
⑵当社による解除・払戻し
①お客様が第 7 項に規定する期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合、本項⑴の①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
②次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
a.お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年令・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
b.お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
c.お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
d.お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
e.お客様が第 5 項⑶の①から③までのいずれかに該当することが判明したとき。
f.お客様の人数がホームページ・パンフレット等に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日目（日帰り旅行は 3 日目）にあたる日より前までに、旅行を中止する旨を通知します。
g.スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
h.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
③当社は本項⑵の①により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻します。また本項⑵の②により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻します。

16. 旅行開始後の契約解除・払戻し
⑴お客様による解除・払戻し
①お客様の都合により旅行サービスの一部を利用されなかった場合、又は途中で離団された場合、当社はお客様の権利放棄とみなし一切の払い戻しをいたしません。
②旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由により契約書面に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
③本項⑴の②の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額をお客様に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当社が当該旅行サービス提供機関等に対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。
⑵当社による解除・払戻し
①旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においては、お客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の全部又は一部を解除することがあります。
a.お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
b.お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
c.お客様が第 5 項⑶の①から③までのいずれかに該当することが判明したとき。
d.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
②解除の効果及び払い戻し
本項⑵の①に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目に

旅行条件書（国内募集型企画旅行）

よる費用を差し引いて払い戻します。
③本項⑵の①のａ、ｄにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて出発地に戻るための必要な手配をします。なお、これに要する一切の費用は、お客様の負担とします。
④当社が本項⑵の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

17. 旅行代金の払戻しの時期

⑴当社は、第１３項の規定により旅行代金を減額した場合、又は第 15 項及び第 16 項の規定によりお客様若しくは当社が旅行契約を解除した場合で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。
⑵本項⑴の規定は、第 21 項又は第 23 項で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。
⑶クーポン券類の引渡し後の払戻しについては、お渡ししたクーポン券類が必要です。クーポン券類の提出がない場合、旅行代金の払戻しができないことがあります。

18. 添乗員

⑴添乗員が同行する場合はホームページ・パンフレット等に明示します。
⑵添乗員の同行する旅行においては、添乗員が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。
⑶「現地添乗員同行」と表示した場合は、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項⑵における添乗員の業務に準じます。
⑷添乗員の業務は原則として 8 時から 20 時までとします。また労働基準法の定めにより、勤務中一定の休息時間を適宜取得します。
⑸当社の関与し得ない事由による日程変更等が生じ、かつ旅程管理上やむを得ない場合においては、一部添乗員が同行しない区間が発生することがあります。

19. 当社の指示

お客様は、旅行開始後から旅行終了までの間、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

20. 旅程管理

⑴当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。ただし、添乗員が同行しない場合、及び当社がこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。
①お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるとき は、旅行契約にしたがった旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じること。
②前項の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行目程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めること等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。
⑵添乗員が同行しない個人型プラン及び現地添乗員が同行しない区間は、お客様自身での旅程管理をしていただきます。当社からお客様が必要なクーポン類をお渡ししますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様自身で行ってください。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きも、原則としてお客様自身で行っていただきます。
⑶交通機関等のサービス提供の中止やお客様の都合で旅行開始直前に急遽ご旅行を取り止める場合、旅行契約を締結した申込窓口の営業時間内に申し出てください。なお、当該窓口が休業日、又は営業時間外で連絡が不可能な場合は、自身で利用予定のサービス提供機関（ホテル、交通機関等）への取消連絡をお願いします。旅行開始までに手続きを終えられないため当社が旅行開始後の解除としての取り扱いとなり、旅行代金の払戻しはありません。

21. 当社の責任

⑴当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます）の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。
⑵手配代行者とは、お客様に提供する運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関（航空機・鉄道・バス・ホテル・レストラン等）を当社に代わって手配する者をいいます。なお、旅行サービス提供機関の故意又は過失により、お客様に損害が発生したときは、当該旅行サービス提供機関の責任となります。
⑶お客様が次に例示するような当社又は当社の手配代行者の関与できない事由により損害を被られた場合は、当社は本項⑴の責任を負いません。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止 ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止 ③運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更等、又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮 ④官公署の命令、伝染病・感染症による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止 ⑤自由行動中の事故 ⑥食中毒 ⑦盗難 ⑧運送・宿泊機関等の事故、火災、第三者の故意・過失によりお客様が被られた損害
⑷手荷物に生じた本項⑴の損害については、本項⑴のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して 14 日以内に当社に対して申出があった場合に限り賠償します。ただし、損害額のいかんにかかわらず当社が支払う賠償額は一名あたり最高 15 万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除く)とします。

22. 特別補償

⑴当社は前項⑴の当社の責任が生じるか否かを問わず、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故によってその生命、身体に被られた一定の損害については、別紙特別補償規程に基づき、死亡補償金（1,500 万円）・後遺障害補償金（1,500 万円を上限）・入院見舞金（日数に応じ2～20 万円）・通院見舞金（３日以上で日数に応じ 1～５万円）を支払います。また携帯品の損害については損害補償金（手荷物１個又は１対あたり 10 万円を上限、合計で 15 万円を上限）を支払います。なお、手荷物の損害に対して保険金が支払われる保険契約がある場合は、当社は当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。
⑵本項⑴にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日（以下「無手配日」といいます）については、その旨ホームページ・パンフレット等に明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。
⑶お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登はん(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、シャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項⑴の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
⑷当社は、別紙特別補償規程第 18 条に定める補償対象品に含まれないもの（現金、クレジットカード、パスポート、記録媒体に記録された情報等及びこれらに準ずるもの）に対しては損害補償金を支払いません。また、土産品や食料品等当社が指定する対象除外品についても、損害補償金を支払いません。
⑸当社が本項⑴に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものとします。なお傷害の程度、その原因となった事故の概要等については、当社に対し、事故の日から 30 日以内に報告しなければなりません。

23. お客様の責任

⑴お客様の故意・過失や法令・公序良俗に反する行為、若しくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
⑵お客様は、旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
⑶お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、斡旋員、現地ガイド、当社の手配代行者、又は当該旅行サービス提供機関に申し出なければなりません。
⑷当社は、旅行中のお客様が疾病・傷害等により保護を要する状態にあると認めたときや、指定された場所・時刻に無連絡で集合しない等により捜索を要する事態が生じたときは、安全確保の観点から必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。
⑸クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴いサービス提供機関が定める運賃・料金はお客様の負担となります。

24. オプショナルツアー又は情報提供

⑴当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する小旅行(以下「オプショナルツアー」といいます)のうち、当社が企画実施する旨を明示したオプショナルツアーの第２２項(特別補償)の適用については、主たる旅行契約の内容の一部として取り扱います。
⑵オプショナルツアーの運行事業者が当社以外である旨を契約書面で明示した場合には、当社は、当該オプショナルツアー参加中にお客様に発生した第 22 項(特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います(ただし、当該オプショナルツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつその旨を契約書面にて記載した場合を除く)。また、当該オプショナルツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定めに拠ります。
⑶当社は、契約書面で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第２２項の特別補償規程を適用します（ただし、当該オプショナルツアーの利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつその旨を契約書面にて記載した場合を除く）が、それ以外の責任を負いません。

25. 旅程保証

⑴当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合、次の①・②・③を除き、第 8 項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に支払います。
①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足（いわゆるオーバーブッキング）が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。
ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変　イ. 戦乱　ウ. 暴動　エ. 官公署の命令　オ. 欠航、不通、休業等による運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止　カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供　キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
②第 15 項及び第 16 項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更については、当社は変更補償金を支払いません。
③契約書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
⑵当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に第 21 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は、当該変更に係わる変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額とお客様が返還すべき変更補償金とを相殺した残額を支払います。
⑶本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第 8 項で定める「旅行代金」に 15%を乗じて得た額を上限とします。また、ひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおひとり様につき 1,000 円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
⑷当社はお客様の同意を得て、金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

変更補償金の額＝1 件につき下記の率×旅行代金

当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含む）その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります）	1.0%	2.0%
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更（海外旅行のみ対象）	1.0%	2.0%
⑦契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除く）	1.0%	2.0%
⑧契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
⑨上記①～⑧に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注１：最終旅行日程表が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「最終旅行日程表」と読み替えたうえで、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と最終旅行日程表の記載内容との間又は最終旅行日程表の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき 1 件として取り扱います。
注２：1 件とは、運送機関の場合 1 乗車船毎に、宿泊機関の場合 1 泊毎に、その他の旅行サービスの場合、1 該当事項毎に 1 件とします。
注３：③④に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1 泊につき 1 件として取り扱います。
注４：④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
注５：④に掲げる運送機関の会社名の変更、⑦に掲げる宿泊機関の名称の変更については、運送機関・宿泊機関そのものの変更をいい、経営譲渡等による名称変更等実態が変わらない場合を除きます。
注６：④⑦⑧に掲げる変更が 1 乗車船又は 1 泊の中で複数生じた場合であっても、1 乗車船又は 1 泊につき 1 変更として取り扱います。
注７：⑦に掲げる宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト、若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。
注８：⑧に掲げる「客室の種類」とは、「和室」「洋室」「和洋室」の種類の別、また「洋室」については「シングル」「ツイン」「ダブル」「トリプル」「スタンダード」「スイート」等の別に応じ、明らかに好条件の種類の客室を利用した場合は適用外となります。
注９：⑧に掲げる「客室の設備」とは、客室に専属して客室としての基本的な機能を果たすバス、シャワー及びトイレの設備並びに客室の特徴を明確にするために特に客室に専属することを契約書面に記載したプール等の設備をいい、テレビ・エアコン・ドライヤー・冷蔵庫等の機械・器具類（いわゆる備品）を除きます。
注１０：⑧に掲げる「その他の客室の条件」とは、階数指定や利用者条件が限定されたフロア等、契約書面に記載した特定の条件をいいます。
注１１：⑨に掲げる変更については、①～⑧の料率を適用せず、⑨の料率を適用します。

26. 通信契約による旅行条件

当社らは、当社又は受託旅行業者が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に旅行の申込みを受ける場合があります。このときは旅行代金支払いのカード利用日が契約成立日となります。通信契約の旅行条件は、通常の旅行条件と以下の点で異なります。なお、受託旅行業者により取扱可能なカードの種類が異なる、若しくは当該取扱ができない場合があります。
⑴本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。
⑵申込みに際し、「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」等を当社らに通知していただきます。
⑶通信契約による旅行契約は、当社らの旅行契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。
⑷契約解除の申出があった場合、当社らは旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申出のあった日の翌日から起算して 7 日以内(減額又は旅行開始後の解除の場合は、30 日以内)をカード利用日として払い戻します。
⑸与信等の理由により会員の申出のクレジットカードでの決済ができない場合、当社らは通信契約を解除し、当社らが別途指定する期日までに現金にて旅行代金を支払いいただきます。当該期日までにお支払いがなかった場合は所定の取消料と同額の違約料を申し受けます。

27. 国内旅行保険への加入について

旅行中に病気やけがをした場合、多額の治療費・移送費等がかかることがあります。また、不測の事故に遭われた際の賠償請求が困難であることや、逆に意図せず賠償責任を負ってしまう等、様々なリスクが存在します。これらを担保するため、お客様自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。詳細は旅行の申込窓口でお問い合わせください。

28. 個人情報の取り扱い

⑴当社らは、旅行申込みに際し、所定の項目についてお客様の個人情報を取得します。当社に提供する個人情報の項目を自身で選択することはお客様の任意ですが、全部又は一部の個人情報を提供いただけない場合であって、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領のために必要な手続きができない場合、当社はお客様の申込みや依頼を引き受けないことがあります。取得した個人情報は「受託販売/取扱店欄」に記載された（総合）旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理して対応します。
⑵当社らは、前号により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用するほか、当社の旅行契約上の責任を果たすために、旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続き、事故時の費用等を担保する保険の手続き、並びに旅行先の土産品店でのお客様の買い物等の便宜のために必要な範囲内で、旅行サービス提供機関及び保険会社、土産品店に対し、あらかじめ電磁的方法等で送付することにより提供いたします。なお、前号により取得した個人情報及び当社のサイト閲覧履歴、購買履歴並びに当社提供アプリ利用時の行動履歴等の個人情報を、当社ら及び当社らが提携する企業の商品やサービス・キャンペーンのご案内、旅行参加後の意見や感想の提供のお願い、アンケートのお願い、特典サービスの提供、統計資料の作成にお客様の個人情報を利用することがあります。
⑶当社らは、緊急連絡先として旅行中に疾病・事故等があった場合に連絡を取ることができる方の氏名・電話番号・続柄等の個人情報をお伺いし、当社が必要と認めた場合に使用いたします。お客様は、これらの個人情報を当社らに提供することについて、連絡先の方の同意を得るものとします。
⑷当社は、手配代行業務・旅行添乗業務等の旅程管理業務及び空港等での斡旋サービス業務等において、本項⑴により取得した個人情報を取り扱う業務の一部又は全部を第三者へ委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預託します。
⑸本項⑵でいう「当社らが提携する企業」のうち、当社グループ企業の名称や個人情報保護方針、及びお客様の個人情報開示・訂正・削除の申出先については、当社ホームページ「http://www.jtbcorp.jp/jp/privacy/」を参照ください。
⑹当社は、お客様から個人情報に関する利用目的の通知・開示・訂正・追加・削除・第三者提供の記録の請求があった際には、速やかに対応するものとします。なお、請求の一部又は全部に応じられない場合はその理由を説明します。

29. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件と旅行代金の基準日については、パンフレット・ホームページ等に明示した日となります。

30. その他

⑴当社はいかなる場合も旅行の再実施はしません。
⑵お客様の都合による追加手配や当社がお客様の安全確保のために講じた費用の他、お客様の責任外であっても、当社の関与できない事由により追加費用が生じたときは、それらの費用はお客様の負担となります。
⑶お客様の便宜のため土産物店等に案内することがありますが、買い物に際しては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。
⑷お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度(フレックストラベラー制度)に同意をし、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配債務・旅程管理債務は不履行とはならず、また当該変更部分に係る旅程保証責任・特別補償責任は免責となります。
⑸第 15 項・第 16 項・第 20 項でいう「旅行開始」の定義は、別紙特別補償規程第２条３の「サービスの提供を受けることを開始した時」に準じます。
⑹お客様が当社の募集型企画旅行に参加することにより、航空会社のマイルの加算やマイレージサービスを利用できる場合がありますが、同サービスに係る問い合せ、登録等はお客様自身で行っていただきます。なお、次に掲げるような場合、当社は責任を負いません。
①利用航空会社の変更により、変更前の航空会社のマイレージに係るサービス（座席のアップグレード等）が受けられなくなったとき
②マイレージサービスの利用が原因で並び席が外れる等、あらかじめ当社が手配を完了していたサービスの提供が受けられなくなったとき
⑺約書面の特に記載のある場合を除き、原則として航空座席の指定・並び席、及び宿泊施設客室の眺望・階数指定等を承ることはできません。

（受託販売／取扱店）　トヨタファイナンス株式会社
トラベルデスク
東京都知事登録旅行業第 2-8259 号（一社）日本旅行業協会正会員
〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦 2-17-21 NTTデータ伏見ビル
TEL：0800-7008160 FAX：052-205-0889
営業時間：9：00～17：00 定休日：日祝・年末年始
総合旅行業務取扱管理者：砂川照雄

2026.10 月改訂

旅行条件書（海外募集型企画旅行）

１． 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の４に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の５に定める契約書面の一部となります。

２． 募集型企画旅行契約

(1) この旅行は、以下の各社のうちパンフレット・ホームページ等に記載する旅行会社（以下「当社」といいます）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
- ○（株）ＪＴＢ（東京都港区東新橋 1-5-2 観光庁長官登録旅行業第 64 号）
- ○（株）トラベルプラザインターナショナル（東京都品川区上大崎 2-24-9 観光庁長官登録旅行業第 573 号）
- ○（株）ＪＴＢガイアレック（東京都港区東新橋 1-5-2 観光庁長官登録旅行業第 712 号）
- ○ 沖縄ＪＴＢ（株）（沖縄県那覇市旭町 112-1 観光庁長官登録旅行業第 1492 号）
- ○（株）ＪＴＢビジネストラベルソリューションズ（東京都江東区豊洲 5-6-52 観光庁長官登録旅行業第 1571 号）
- ○（株）ＪＴＢグローバルマーケティング＆トラベル（東京都品川区東品川 2-3-14 観光庁長官登録旅行業第 1723 号）
- ○（株）ＪＴＢビジネスイノベーターズ（東京都港区港南 1-6-31 観光庁長官登録旅行業第 1776 号）

(2) 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。

(3) 旅行契約の内容・条件は、パンフレット・ホームページ等、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面及び、本旅行条件書に定めのない事項は、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）によります。当社約款が必要な方は、当社にご請求ください。又は当社ホームページからご覧いただけます。

３． 旅行の申込みと契約の成立時期

(1) 当社又は「受託販売欄」に記載された当社の受託営業所(以下「当社ら」といいます)にて必要事項を申出のうえ、次に定める申込金（原則として旅行代金の 20%相当額）を添えて申し込みください。当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記入いただく場合もあります。申込金は旅行代金、取消料又は違約料のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものとします。

旅行代金	申込金（おひとりあたり）	
	出発日の前日から起算してさかのぼって 60 日目にあたる日まで	出発日の前日から起算してさかのぼって 61 日目以前
50 万円以上	10 万円以上旅行代金まで	10 万円以上旅行代金の 20%以内
30 万円以上 50 万円未満	5 万円以上旅行代金まで	5 万円以上旅行代金の 20%以内
20 万円以上 30 万円未満	4 万円以上旅行代金まで	4 万円以上旅行代金の 20%以内
15 万円以上 20 万円未満	3 万円以上旅行代金まで	3 万円以上旅行代金の 20%以内
10 万円以上 15 万円未満	2 万円以上旅行代金まで	2 万円以上旅行代金の 20%以内
10 万円未満	旅行代金の 20%以上旅行代金まで	旅行代金の 20%

(2) ① 当社らは電話、郵便及びファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社らの予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して３日以内に取引条件を確認のうえ、申込金をお支払いください。この期間内に申込金又は旅行代金の支払がなかった場合、当社らは申込みがなかったものとして取り扱います。
② お客様が当社ホームページで予約し、店舗で支払う方法を選択した場合、当社の予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して 2 日以内に取引条件を確認のうえ、申込金をお支払いください。この場合、前項の定めにより契約が成立します。
③ お客様が当社ホームページで予約・決済を行う方法を選択した場合、第 26 項の通信契約による旅行条件を適用し、第 26 項(3)の定めにより契約が成立します。

(3) 旅行契約は、電話による申込みの場合、本項(2)①により申込金を当社らが受領したとき、郵便・ファクシミリ、及びインターネットその他の通信手段による申込みの場合は、申込金の支払い後、当社らの旅行契約を締結する旨の通知がお客様に到達したときに成立します。また、後者の場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、第 26 項(3)の定めにより契約が成立します。

(4) 当社らは、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます）の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。

(5) 契約責任者は、当社らが定める日までに構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。契約責任者は、第 31 項による第三者提供が行なわれることについて、構成者本人の同意を得るものとします。

(6) 当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(7) 当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

(8) 当社らは、契約責任者から構成者変更の申出があった場合、可能な限りこれに応じますが、変更によって生じる旅行代金の増加及び変更に要する費用は、お客様の負担となります。

４． ウェイティングの取り扱いについての特約

当社は、申込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、当社が承諾し、お客様が希望する場合は、以下によりお客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取り扱い（以下「ウェイティングの取り扱い」といいます）を行うことがあります。

(1) お客様がウェイティングの取り扱いを希望する場合は、当社らは、お客様が当社からの回答を待つことができる期間（以下「ウェイティング期間」といいます）を確認のうえ、申込みに必要な事項をお伺いし、申込金相当額をお預かりします。この時点では旅行契約は成立しておらず、また、当社らは将来に旅行契約が成立することを約束するものではありません。

(2) 当社らは、本項(1)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。

(3) 旅行契約は、当社らが本項(2)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。

(4) 当社らは、ウェイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。

(5) 当社らは、ウェイティング期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイティングの取り扱いを解除する旨の申出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイティングの取り扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあったときでも当社は取消料を収受しません。

５． 申込み条件

(1) 申込み時点で 18 歳未満の方が親権者と同行しない場合は親権者の同意書の提出が必要です。また、旅行開始時点で 15 歳未満又は中学生以下の方の参加には保護者の全行程同行を条件とします（一部語学研修ツアー等を除く）。

(2) 参加にあたり一定の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年令、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、申込みをお断りする場合があります。

(3) お客様が下記の①～③のいずれかに該当した場合は、申込みをお断りすることがあります。
① お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合
② 当社らに対する暴力的又は不当な要求行為や、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為、又はこれらに準ずる行為が認められた場合
③ 風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を棄損したり業務を妨害する等の行為、又はこれらに準ずる行為が認められた場合

(4) 健康を害している方、車椅子等の器具を利用している方や心身に障害のある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、その旨を旅行契約の申込み時に申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置について伺い、又は書面にてそれらを申し出ていただくことがあります。また、旅行契約成立後にこれらの状況になった場合も直ちに申し出ください。

(5) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様から申出をいただいた措置を手配することができない場合は旅行契約の申込みをお断りし、又は旅行契約を解除することがあります。なお、お客様からの申出に基づき、当社が講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担となります。

(6) 当社は、本項(1)(2)(4)(5)の場合で当社より客様に連絡が必要なときは、(1)(2)は申込みの日から、(4)(5)は申出の日から、原則として 1 週間以内に連絡します。

(7) お客様の都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件で引き受ける場合があります。

(8) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、申込みをお断りする場合があります。

(9) その他当社の業務上の都合があるときには、申込みをお断りする場合があります。

６． 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

(1) 当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます）をお渡しします。契約書面はパンフレット・ホームページ、本旅行条件書等により構成されます。

(2) 本項(1)の契約書面を補完する書面として、当社らはお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を、遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって７日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。なお、郵送、電子メール等でのお渡しの他、インターネットを利用したアプリ等で案内することがあります。

７． 旅行代金の支払い

(1) 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 60 日目に当たる日以降、21 日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 21 日目にあたる日以降に申込みの場合は、旅行開始日前の当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。

(2) 当社とお客様が第 26 項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名無くして旅行代金(申込金、追加代金として表示したものを含む)や所定の取消料・違約料、第 11 項に規定されている追加料金及び第 14 項記載の交替手数料をお支払いいただくことがあります。またこの場合のカード利用日は、お客様から申出がない限り、お客様の承諾日といたします。なお、一部通信契約においては、当社の契約承諾をする旨の通知がお客様に到達した日から３日以内にお支払いいただきます。

８． 旅行代金について

(1) 旅行代金とは、パンフレット・ホームページ等に記載の旅行代金（又は基本代金）に追加代金を加え、割引代金を差し引いた計算後の金額をいいます。旅行代金は「申込金」、「取消料」、「違約料」、「変更補償金」を算出する際の基準となります。

(2) 特に注釈のない場合、旅行開始日を基準に、こども代金は満２歳以上～12 歳未満の方に適用します。幼児代金は満２歳未満で航空座席及び客室におけるベッドを専用では使用しない方に適用します。

９． 旅行代金に含まれるもの

(1) 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道、バス等運送機関の運賃・料金（注釈のない限り航空はエコノミークラス、鉄道は普通席を基準としますが、等級の選択ができるコースと特定の等級を利用するコースがあり、ホームページ・パンフレット等に明示します）

(2) 旅行日程に明示した空港・駅・港等と宿泊施設間の送迎料金（お客様負担である旨を表示した場合を除く）

(3) 旅行日程に明示した観光料金（バス料金・入場料・ガイドが案内する場合のガイド料）

(4) 旅行日程に明示した宿泊料金及び日本の消費税に相当する税・サービス料金（パンフレット・ホームページ等に特に別途の記載がない限り２人部屋に２人ずつの宿泊を基準とし、特に表示のない場合、宿泊税・リゾートフィーは含みません）

(5) 旅行日程に明示した食事料金（機内食を除く）

(6) 利用航空会社の規定範囲内での寄託手荷物運搬料金（各航空会社、利用座席クラス、路線によって異なるため、詳しくは航空会社にお問い合せください）

(7) 原則としておひとり様一つの現地での手荷物（スーツケース・キャリーバッグ）運搬料金（一部の空港・駅・港・ホテルではポーターがいない等の理由により、お客様自身で運搬していただく場合がある等などまれないコースもあります）

(8) 添乗員同行コースの添乗員経費、及び団体行動中のチップ

(9) その他パンフレット・ホームページ等で旅行代金に含まれる旨表示したもの

上記諸費用はお客様の都合により一部利用されなくても払い戻しません。

(10) 燃油サーチャージを含む旨表示した場合の燃油サーチャージ(該当コースについては、航空会社の定める燃油サーチャージの増額・減額・廃止があった場合でも旅行代金の変更はありません)

１０． 旅行代金に含まれないもの

前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示します。

(1) 超過手荷物料金(所定の重量・容量・個数を超過した場合）、及びすべて有料の場合の寄託手荷物料金

(2) 宿泊税・リゾートフィー等、宿泊施設利用時に宿泊施設が徴収する諸税（新設されたものを含む、ただしパンフレット・ホームページ等で旅行代金に含む旨明示した場合を除く）

(3) クリーニング代、電話代、ホテルやレストラン従業員等へのチップ、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料

(4) 希望者のみが参加するオプショナルツアー（別途料金の小旅行）の料金

(5) 運送機関が課す付加運賃・料金(燃油サーチャージ、座席指定料金等)

(6) お客様の自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費、及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費

(7) 特別な配慮が必要な場合に講じた措置に要する費用

(8) 渡航手続関係諸費用（旅券印紙代・査証料・予防接種料金、別途の渡航手続代行契約に基づく渡航手続代行料金）

(9) 旅行日程中の国際観光旅客税、空港諸税等（ホームページ・パンフレット等に含む旨明示した場合を除く）

(10) 傷害・疾病に係る医療費等

(11) 海外旅行保険料

(12) 宿泊施設等が運行する送迎サービスに係る費用

(13) インターネットを通じたサービス提供による通信料

１１． 追加代金と割引代金

(1) 第８項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます（あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除く）。
① １人部屋を使用する場合の追加代金
② ホテル又は部屋タイプのグレードアップのための当社が「○○プラン」等と称する追加代金
③ 「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金
④ ホテルの宿泊延長のための当社が「○○プラン」等と称する追加代金
⑤ 航空座席のクラス変更に要する追加代金
⑥ 国内線特別代金プラン
⑦ その他、基本旅行代金に含まれないストレートチェックインや航空会社指定に要する追加代金等、「○○プラン（追加）代金」等と称するもの

(2) 第８項でいう「割引代金」は、早期申込者を対象とした割引等、「○○割引（代金）」等と称するものをいいます（あらかじめ割引後の旅行代金を設定した場合を除く）。

１２． 旅行契約内容の変更

(1) 当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービス、その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明します。

(2) 当社が旅行企画・実施する募集型企画旅行商品の航空券は、パンフレット・ホームページ等に特に記載がある場合を除き、IT 運賃（包括旅行用運賃）を適用しており、お客様の都合により復路の便に搭乗しなかった場合、航空会社の運賃条件・規定により、当社へ片道普通運賃との差額等をお支払いいただくことがあります。また、航空会社の定める運送約款に基づき当社が予約・発券済み航空便の全区間を順番に利用することが条件となっています。復路に限らずお客様の都合により一部区間の便に搭乗しなかった場合、航空会社によりその先の予約がすべて取り消され、新たに航空券を購入いただくことがあります。

(3) お客様の都合による出発・帰着日及びコースの変更はできません。また、運送機関の便名・クラスや宿泊施設の客室タイプ・利用人員等、契約内容の一部の変更であってもお受けできない場合があります。これらについては、旅行全体の取消とみなし、契約解除のうえで新たな旅行契約を締結していただくこととなります。

１３． 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

(1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額の範囲内で旅行代金を変更することがあります。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目にあたる日より前にお客様に通知します。

(2) 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(3) 第 12 項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含む)の減少又は増加が生じたときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更（オーバーブッキング）の場合を除き、当社はその変更差額の範囲内で旅行代金を変更します。

(4) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

１４． お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様に当社所定の書面・画面に必要事項を記入の上、当社に提出いただきます。この際、交替に要する手数料として所定の金額（10,000 円/消費税別）を申し受けます(この他に航空券発行済みのときの再発券に係る費用や利用運送機関・宿泊機関・観光施設等の再予約に伴う追加費用等を別途請求する場合があります)。また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお当社は、コースや申出時期、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替を断る場合があります。

１５． 旅行開始前の契約解除・払戻し

(1) お客様の解除権
① お客様は次に定める取消料を支払うことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除の申出は、旅行契約を締結した申込窓口の営業時間内にお受けします。当該窓口の営業日・営業時間はお客様自身で必ず確認ください。なお、貸切航空機を利用する旅行契約や３泊以上のクルーズ日程を含む旅行契約は別途案内する規程を、また、パンフレット・ホームページ等に別途明示した場合はその規程を適用します。

契約解除の日	契約書面に個人向け正規割引運賃（PEX）運賃を利用している旨の記載が			
	ない場合		ある場合	
	4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7 に開始する旅行	左記以外の日に開始する旅行	4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7 に開始する旅行	左記以外の日に開始する旅行
旅行契約の締結時以降、旅行開始の前日から起算してさかのぼって 41 日目にあたる日まで	不要	不要	航空券取消料等の金額	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 40 日目にあたる日以降～31 日目にあたる日まで	旅行代金の 10%（10 万円を上限）	不要	旅行代金の 10%（10 万円を上限） 又は航空券取消料等の金額のいずれか高い方	航空券取消料等の金額
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30 日目にあたる日以降～15 日目にあたる日まで	旅行代金が 50 万円以上　：10 万円 旅行代金が 30 万円以上 50 万円未満：5 万円 旅行代金が 15 万円以上 30 万円未満：3 万円 旅行代金が 10 万円以上 15 万円未満：2 万円 旅行代金が 10 万円未満　：旅行代金の 20%		旅行代金が 50 万円以上：10 万円又は航空券取消料等の金額のいずれか高い方 旅行代金が 30 万円以上 50 万円未満 ：5 万円又は航空券取消料等の金額のいずれか高い方 旅行代金が 15 万円以上 30 万円未満 ：3 万円又は航空券取消料等の金額のいずれか高い方 旅行代金が 10 万円以上 15 万円未満 ：2 万円又は航空券取消料等の金額のいずれか高い方 旅行代金が 10 万円未満 ：旅行代金の 20%又は航空券取消料等の金額のいずれか高い方	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 14 日目にあたる日以降～3 日目にあたる日まで	旅行代金の 20%		旅行代金の 20%又は航空券取消料等の金額のいずれか高い方	
旅行開始日の前々日～当日	旅行代金の 50%		旅行代金の 50%又は航空券取消料等の金額のいずれか高い方	
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の 100%		旅行代金の 100%	

② お客様は次に掲げる場合において、本項(1)の①の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
ａ．当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第２５項の表左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
ｂ．第 13 項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
ｃ．天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
ｄ．当社らがお客様に対し、第６項の(2)に定める期日までに最終旅行日程表を交付しなかったとき。
ｅ．当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

③ 当社は本項(1)の①により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻します。取消料が申込金を上回る場合は、差額分を申し受けます。また本項(1)の②により、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻します。

(2)当社による解除・払戻し
① お客様が第７項に規定する期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合、本項(1)の①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
② 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
ａ．お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年令・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
ｂ．お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
ｃ．お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
ｄ．お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
ｅ．お客様が第５項(3)の①から③までのいずれかに該当することが判明したとき。
ｆ．お客様の人数がホームページ・パンフレット等に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は 4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7 に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 33 日目にあたる日より前に、また、同期間以外に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 23 日目にあたる日より前までに、旅行を中止する旨を通知します。
ｇ．スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
ｈ．天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
ｉ．上記ｈの一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」（レベル２）以上の危険情報が発出されたとき。ただし、当社が十分に安全措置を講じることは可能と判断した場合は、旅行を実施いたします。この場合にお客様が旅行契約を解除する時は、申出時期により所定の取消料を申し受けます。
ｊ．上記ｈの一例として、新規に就航する航空会社や、既存の航空会社であっても新規就航路線を利用する場合、及び貸切航空機（チャーター便）を利用する場合において、航空会社が関係国政府の許認可を取得できないことにより運送サービスが中止されたとき。

③ 当社は本項(2)の①により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻します。また本項(2)の②により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻します。

(2026.10 改定)

16. 旅行開始後の契約解除・払戻し

(1) お客様による解除・払戻し
① お客様の都合により旅行サービスの一部を利用されなかった場合、又は途中で離団された場合、当社はお客様の権利放棄とみなし一切の払い戻しをいたしません。
② 旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由により契約書面に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
③ 本項(1)の②の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額をお客様に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当社が当該旅行サービス提供機関等に対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

(2) 当社による解除・払戻し
① 旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においては、お客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の全部又は一部を解除することがあります。
a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
c. お客様が第 5 項(3)の①から③までのいずれかに該当することが判明したとき。
d. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
e. 上記 d の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」（レベル 2）以上の危険情報が発出され旅行の継続が不可能となったとき。
② 解除の効果及び払戻し
本項(2)の①に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。
③ 本項(2)の①のｄ、ｄにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて出発地に戻るための必要な手配をします。なお、これに要する一切の費用は、お客様の負担とします。
④ 当社が本項(2)の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

17. 旅行代金の払戻しの時期

(1) 当社は、第 13 項の規定により旅行代金を減額した場合、又は第 15 項及び第 16 項の規定によりお客様若しくは当社が旅行契約を解除した場合で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。
(2) 本項(1)の規定は、第 21 項又は第 23 項で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

18. 添乗員

(1) 添乗員が同行する場合はホームページ・パンフレット等に明示します。
(2) 添乗員の同行する旅行においては添乗員が、添乗員が同行せず、現地係員が案内する旅行においては旅行先における現地係員が、旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。
(3) 添乗員が同行しない旅行においては、現地における当社の連絡先を最終旅行日程表に明示します。
(4) 添乗員の業務は原則として 8 時から 20 時までとします。また労働基準法の定めにより、勤務中一定の休息時間を適宜取得します。
(5) 当社の関与し得ない事由による日程変更等が生じ、かつ旅行管理上やむを得ない場合においては、一部添乗員が同行しない区間が発生することがあります。

19. 当社の指示

お客様は、旅行開始後から旅行終了までの間、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

20. 旅程管理

(1) 当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社がこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。
① お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約にしたがった旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じること。
② 前項の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めること等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。
(2) お客様の都合で旅行開始直前に急遽ご旅行を取り止める場合、旅行契約を締結した申込窓口の営業時間内に申し出てください。なお、当該窓口が休業日、又は営業時間外で連絡が不可能な場合は、最終旅行日程表に記載の当社空港事務所等の日本国内の緊急連絡先に申し出てください。

21. 当社の責任

(1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者（以下「手配代行者」といます）の故意又は過失により、お客様に損害を与えたとき、お客様が被られた損害を賠償します。ただし損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。
(2) 手配代行者とは、お客様に提供する運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関（航空機・鉄道・バス・ホテル・レストラン等）を当社に代わって手配する者をいいます。なお、旅行サービス提供機関の故意又は過失により、お客様に損害が発生したときは、当該旅行サービス提供機関の責任となります。
(3) お客様が次に例示するような当社又は当社の手配代行者の関与できない事由により損害を被られた場合は、当社は本項(1)の責任を負いません。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止 ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止 ③運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更等、又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮 ④官公署の命令、伝染病・感染症による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止 ⑤自由行動中の事故 ⑥食中毒 ⑦盗難 ⑧運送・宿泊機関等の事故、火災、第三者の故意・過失により お客様が被られた損害
(4) 手荷物に生じた本項(1)の損害については、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して 21 日以内に当社に対して申出があった場合に限り賠償します。ただし、損害額のいかんにかかわらず当社が支払う賠償額は一名あたり最高 15 万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除く)とします。
(5) 日程上実際に利用できない複数の予約をお持ちの場合、運送約款又は航空会社の定めにより、すべての予約が取り消されることがありますが、当社はその責任を負いません。

22. 特別補償

(1) 当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故によってその生命、身体に被られた一定の損害については、別紙特別補償規程に基づき、死亡補償金（2,500 万円）・後遺障害補償金（2,500 万円を上限）・入院見舞金（日数に応じ 4～40 万円）・通院見舞金（３日以上で日数に応じ 2～10 万円）を支払います。また携帯品の損害については損害補償金（手荷物 1 個又は 1 対あたり 10 万円を上限、合計で 15 万円を上限）を支払います。なお、手荷物の損害に対して保険金が支払われる保険契約がある場合は、当社は当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。
(2) 本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日（以下「無手配日」といいます）については、その旨ホームページ・パンフレット等に明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。
(3) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
(4) 当社は、別紙特別補償規程第 18 条に定める補償対象品に含まれないもの（現金、クレジットカード、パスポート、記録媒体に記録された情報等及びこれらに準ずるもの）に対しては損害補償金を支払いません。また、土産品や食料品等当社が指定する対象除外品についても、損害補償金を支払いません。
(5) 当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものとします。なお傷害の程度、その原因となった事故の概要等については、当社に対し、事故の日から 30 日以内に報告しなければなりません。

23. お客様の責任

(1) お客様の故意・過失や法令・公序良俗に反する行為、若しくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
(2) お客様は、旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
(3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、斡旋員、現地ガイド、当社の手配代行者、又は当該旅行サービス提供機関に申し出なければなりません。
(4) 当社は、旅行中のお客様が疾病・傷害等により保護を要する状態にあると認めたとき、指定された場所・時刻に無連絡で集合しない等により捜索を要する事態が生じたときは、安全確保の観点から必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。
(5) 旅行中に忘れ物の申出があり発見された場合は品物の移送に伴う実費と人件費を、現地で受け取れなかった場合は他に保管料と日本への送料実費（渡航先国・品物により異なり、目安として数千円～数万円かかります）を申し受けます。発送後の紛失、破損等のトラブルに関しては、当社は一切責任を負いません。なお、現金やスマートフォン・モバイルバッテリー等リチウム電池内蔵の機器は送付自体ができず、当社添乗員等が代理で持ち帰ることもいたしません。また、帰国後の忘れ物捜索の申出には、前述の費用の他、別途手数料（見つからなかった場合でも返金不可）を申し受けます。

24. オプショナルツアー又は情報提供

(1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する小旅行(以下「オプショナルツアー」といいます)のうち、当社が企画実施する旨を明示したオプショナルツアーの第２２項(特別補償)の適用については、主たる旅行契約の内容の一部として取り扱います。
(2) オプショナルツアーの運行事業者が当社以外である旨を契約書面で明示した場合には、当社は、当該オプショナルツアー参加中にお客様に発生した第２２項(特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います(ただし、当該オプショナルツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつその旨を契約書面にて記載した場合を除く)。また、当該オプショナルツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定めに拠ります。
(3) 当社は、契約書面で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第２２項の特別補償規程を適用します（ただし、当該オプショナルツアーの利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつその旨を契約書面にて記載した場合を除く）が、それ以外の責任を負いません。

25. 旅程保証

(1) 当社は、別表 A の左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合、次の①・②・③を除き、第 8 項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に支払います。
① 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足（いわゆるオーバーブッキング）が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。
ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変 イ. 戦乱 ウ. 暴動 エ. 官公署の命令 オ. 欠航、不通、休業等による運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止 カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
② 第 15 項及び第 16 項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更については、当社は変更補償金を支払いません。
③ 契約書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
(2) 当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に第 21 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は、当該変更に係わる変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額とお客様が返還すべき変更補償金とを相殺した残額を支払います。
(3) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第 8 項で定める「旅行代金」に 15%を乗じて得た額を上限とします。また、ひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおひとり様につき 1,000 円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
(4) 当社はお客様の同意を得て、金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

26. 通信契約による旅行条件

当社らは、当社又は受託旅行業者が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に旅行の申込みを受ける場合があります。このとさは旅行代金支払いのカード利用日が契約成立日となります。通信契約の旅行条件は、通常の旅行条件と以下の点で異なります。なお、受託旅行業者により取扱可能なカードの種類が異なる、若しくは当該取扱ができない場合があります。
(1) 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。
(2) 申込みに際し、「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」等を当社らに通知していただきます。
(3) 通信契約による旅行契約は、当社らの旅行契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。
(4) 契約解除の申出があった場合、当社らは旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申出のあった日の翌日から起算して 7 日以内(減額又は旅行開始後の解除の場合は、30 日以内)をカード利用日として払い戻します。
(5) 与信等の理由により会員の申出のクレジットカードでの決済ができない場合、当社らは通信契約を解除し、当社らが別途指定する期日までに現金にて旅行代金を支払いいただきます。当該期日までにお支払いがなかった場合は所定の取消料と同額の違約料を申し受けます。

27. 渡航手続 （旅券・査証等） について

(1) 旅券について：旅行にあたり、旅券（パスポート）の有効性と、渡航先国・地域（以下「渡航先国」）が要求する旅券の必要残存有効期間等を当社が提供する情報等を活用し、お客様自身で確認してください。有効な旅券をお持ちでない方は、出発に間に合うようにお客様自身で申請取得手続を行ってください。
(2) 査証（ビザ）について：渡航先国によっては査証や事前の電子渡航認証が必要です。当社が提供する情報等を活用しお客様自身で手続きください。日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所に確認のうえ、お客様自身にて再入国許可・査証等の手続を済ませてください。
(3) 渡航先国によっては事前の予防接種が必要となります。当社からの別途の案内にしたがってお客様自身で接種してください。
(4) 当社らは、当社による団体査証取得が必要な場合等、お客様と別途渡航手続代行契約を締結し、渡航手続代行料金を申し受けて渡航手続の一部代行を行うことがあります。
(5) 代行のいかんにかかわらず、お客様自身に起因する事由、若しくは当社の関与できない事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。

28. 海外危険情報について

渡航先国によっては、「外務省海外危険情報」等が発出されている場合があります。申込みの際に海外危険情報に関する書面をお渡しします が、契約後出発までの間に、当該渡航先国に対し新たに危険情報が発出される場合がありますので、お客様自身で「外務省海外安全ホームページ：http s ://www.anzen.mofa.go.jp/」を確認してください。
また、当社は旅行日程・滞在先・連絡先等の登録をすることで現地の最新の危険情報や緊急時の連絡メールを受け取れる、外務省の海外安全情報無料配信サービス「たびレジ：https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/」への登録を推奨しています。一部コースにおいては第３１項(2)の通り、旅行に参加される契約代表者の方に限り、日本出発日の５日前に自動的に登録されます。

29. 衛生情報について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省検疫所「海外で健康に過ごすために（FORTH）」ホームページ：http://www.forth.go.jp/」で確認ください。

30. 海外旅行保険への加入について

旅行中に病気やけがをした場合、多額の治療費・移送費等がかかることがあります。また、不測の事故に遭われた際の賠償請求が困難であることや、逆に意図せず賠償責任を負ってしまう等、様々なリスクが存在します。これらを担保するため、お客様自身で充分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。渡航先国によっては、保険の加入が入国条件となります。詳細は旅行の申込窓口でお問い合わせください。

31. 個人情報の取り扱い

(1) 当社らは、旅行申込みに際し、所定の項目についてお客様の個人情報を取得します。当社に提供する個人情報の項目を自身で選択することはお客様の任意ですが、全部又は一部の個人情報を提供いただけない場合であって、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領のために必要な手続きができない場合、当社はお客様の申込みや依頼を引き受けないことがあります。取得した個人情報は「受託販売/取扱店構」に記載された（総合）旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理して対応します。
(2) 当社らは、前号により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用するほか、当社の旅行契約上の責任を果たすために、旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続き、事故時の費用等を担保する保険の手続き、並びに旅行先の土産品店でのお客様の買い物等の便宜のために必要な範囲内で、旅行サービス提供機関及び保険会社、土産品店に対し、あらかじめ電磁的方法等で送付することにより提供いたします。また、一部のコースにおいては、外務省の「たびレジ」にお客様を登録するために必要な範囲内で外務省等に対し電磁的方法等により提供いたします。なお、前号により取得した個人情報及び当社のサイト閲覧履歴、購買履歴並びに当社提供アプリ利用時の行動履歴等の個人情報を、当社ら及び当社らが提携する企業の商品やサービス・キャンペーンのご案内、旅行参加後の意見や感想の提供のお願い、アンケートのお願い、特典サービスの提供、統計資料の作成にお客様の個人情報を利用することがあります。
(3) 当社らは、緊急連絡先として旅行中に疾病・事故等があった場合に連絡を取ることができる方の氏名・電話番号・続柄等の個人情報をお伺いし、当社が必要と認めた場合に使用いたします。お客様は、これらの個人情報を当社らに提供することについて、連絡先の方の同意を得るものとします。
(4) 当社は、手配代行業務・旅行添乗業務等の旅程管理業務及び空港等での斡旋サービス業務等において、本項(1)により取得した個人情報を取り扱う業務の一部又は全部を第三者へ委託（海外移転を含む）することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預託します。
(5) 本項(2)でいう「当社らが提携する企業」のうち、当社グループ企業の名称や個人情報保護方針、及びお客様の個人情報開示・訂正・削除の申出先については、当社ホームページ「http://www.jtbcorp.jp/jp/privacy/」を参照ください。
(6) 当社は、お客様から個人情報に関する利用目的の通知・開示・訂正・追加・削除・第三者提供の記録の請求があった際には、速やかに対応するものとします。なお、請求の一部又は全部に応じられない場合はその理由を説明します。
(7) 当社が本項(2)(4)においてお客様の個人情報を海外移転する先の事業者は、原則として OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する個人情報保護のための措置を講じていますが、措置の一部が講じられていない場合は、個別の取引条件説明書面においてその旨及びその内容について情報提供します。なお、関連する諸外国の法制度については、当社ホームページ「https://www.jtb.co.jp/privacy/」を参照ください。

32. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件と旅行代金の基準は、パンフレット・ホームページ等に明示した日となります。

33. その他

(1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はしません。
(2) お客様の都合による追加手配や当社がお客様の安全確保のために講じた費用の他、お客様の責任外であっても、当社の関与できない事由により追加費用が生じたときは、それらの費用はお客様の負担となります。
(3) お客様の便宜のため土産物店等に案内をさせることがありますが、買い物に際しては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。なお、ワシントン条約や国内諸法令により、日本への持ち込みが禁止若しくは制限されている品物があるのでご注意ください。
(4) 諸外国における免税手続は、お客様自身の責任において土産物店・空港税関で確認のうえ手続きいただきます。税関の混雑状況や乗継時間、航空機遅延や空港までの道路混雑等により免税手続に必要な時間を確保できなかった場合でも当社は責任を負いません。なお、現地係員やガイドがお客様のお手伝いやアドバイスをすることがありますが、申請手続の成否の責任を負うものではありません。
(5) お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する搭乗拒否補償制度(日本でいうフレックストラベラー制度)に同意をし、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配債務・旅程管理債務は不履行とはならず、また当該変更部分に係る旅程保証責任・特別補償責任は免責となります。
(6) 第 15 項・第 16 項・第 20 項でいう「旅行開始」の定義は、別紙特別補償規程第 2 条 3 の「サービスの提供を受けることを開始した時」に準じます。「現地参加コース」等と称する現地参加型の場合の「旅行開始」は、最終日程表等で案内する海外での指定の集合場所で受付を完了したときとします。
(7) 国際線の出発空港と日本国内の空港等の間の移動手段を別途手配した場合は、特に記載のない限りその部分は本旅行契約には含まれません。
(8) お客様が当社の募集型企画旅行に参加することにより、航空会社のマイルの加算やマイレージサービスを利用できる場合がありますが、同サービスに係る問い合せ、登録等はお客様自身で行っていただきます。なお、次に掲げるような場合、当社は責任を負いません。① 利用航空会社の変更により、変更前の航空会社のマイレージに係るサービス（座席のアップグレード等）が受けられなくなったとき ② マイレージサービスの利用が原因で並び席が外れる等、あらかじめ当社が手配を完了していたサービスの提供が受けられなくなったとき
(9) 当社は、旅行契約時にお客様から申告いただいたローマ字氏名に基づき旅行サービスを受けることができるように手配します。申告された氏名が旅行時に使用するパスポートに記載されたローマ字氏名と異なる場合は、航空券の再発行をはじめとした旅行サービス提供機関への氏名訂正が必要となります。訂正が可能な場合は第１４項に準じて所定の手数料等を申し受けます。また、旅行サービス提供機関により訂正が認められない場合は、お客様都合での旅行契約解除となり、所定の取消料を申し受けます。
(10) 契約書面に特に記載のある場合を除き、原則として航空座席の指定・並び席、及び宿泊施設客室の眺望・階数指定等を承ることはできません。

«別表 A»

変更補償金の額＝1 件につき下記の率×旅行代金

当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含む）その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 （変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります）	1.0%	2.0%
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更（海外旅行のみ対象）	1.0%	2.0%
⑦契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更 （当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除く）	1.0%	2.0%
⑧契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
⑨上記①～⑧に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注１：最終旅行日程表が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「最終旅行日程表」と読み替えたうえで、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と最終旅行日程表の記載内容との間又は最終旅行日程表の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき 1 件として取り扱います。
注２：1 件とは、運送機関の場合 1 乗車船毎に、宿泊機関の場合 1 泊毎に、その他の旅行サービスの場合、1 該当事項毎に 1 件とします。
注３：③④に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1 泊につき 1 件として取り扱います。
注４：④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
注５：④に掲げる運送機関の会社名の変更、⑦に掲げる宿泊機関の名称の変更については、運送機関・宿泊機関そのものの変更をいい、経営譲渡等による名称変更等実態が変わらない場合を除きます。
注６：④⑦⑧に掲げる変更が 1 乗車船又は 1 泊の中で複数生じた場合であっても、1 乗車船又は 1 泊につき 1 変更として扱います。
注７：⑦に掲げる宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト、若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。
注８：⑧に掲げる「客室の種類」とは、「和室」「洋室」「和洋室」の種類の別、また「洋室」については「シングル」「ツイン」「ダブル」「トリプル」「スタンダード」「スイート」等の別に応じ、明らかに好条件の種類の客室を利用した場合は適用外となります。
注 9：⑧に掲げる「客室の設備」とは、客室に専属して客室としての基本的な機能を果たすバス、シャワー及びトイレの設備並びに客室の特徴を明確にするために特に客室に専属することを契約書面に記載したプール等の設備をいい、テレビ・エアコン・ドライヤー・冷蔵庫等の機械・器具類（いわゆる備品）を除きます。
注 10：⑧に掲げる「その他の客室の条件」とは、階数指定や利用者条件が限定されたフロア等又は、契約書面に記載した特定の条件をいいます。
注 11：⑨に掲げる変更については、①～⑧の料率を適用せず、⑨の料率を適用します。

（受託販売／取扱店） トヨタファイナンス株式会社
トラベルデスク
東京都知事登録旅行業第 2-8259 号（一社）日本旅行業協会正会員
〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦 2-17-21 NTT データ伏見ビル
TEL：0800-7008160 FAX：052-205-0889
営業時間：9：00～17：00 定休日：日祝・年末年始
総合旅行業務取扱管理者：砂川照雄

(2026.10 改定)